

鹿児島ファン拡大プロモーション事業業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 業務の名称

鹿児島ファン拡大プロモーション事業業務

2 業務の目的

多くのマスコミや人口が集中している首都圏において、鹿児島の「食」や特産品を切り口にプロモーションを展開することで、鹿児島市の自然や歴史、文化等の魅力を発信し、鹿児島ファンの拡大を図る。

3 業務の概要

(1) 鹿児島の食のフェアの開催

首都圏の商業施設等において、鹿児島の食のフェアを開催し、鹿児島市のPRを行い、鹿児島ファンの拡大を図る。

(2) 鹿児島の食材、工芸品などの特産品や観光をPRするイベントの実施

鹿児島の食のフェアにあわせて、ステージやブース出展によるPRイベントを開催し、フェアとの相乗効果で鹿児島ファンの拡大を図る。

(3) 各種媒体を活用した情報発信及び参加者情報の集積

WEBや印刷物等の媒体を活用し、鹿児島の食のフェア及びPRイベントの周知広報を行うほか、参加者やSNSのフォロワー等の情報を集積し今後のPRに活用できるようにする。

4 仕様等

(1) イベント開催時期・期間

契約締結後から令和8年3月までの間に数日から1ヶ月程度

(2) イベント開催場所（以下「会場」という。）

首都圏の商業施設・飲食店・イベントスペース等

※風俗営業、特定遊興飲食店営業許可対象店舗は除く。

(3) 対象者

首都圏の在住者、来訪者

(4) イベント内容（企画、準備、運営等全ての業務）

①委託業務スケジュールの作成

- ・契約締結後、速やかに委託業務スケジュールを作成し、提出する。

②鹿児島の食のフェアの開催

- ・「鹿児島の食材」をメインに使った期間限定メニューを会場で1品以上提供する。
- ・期間限定メニューについては、既存メニューの食材を鹿児島産のものに変更しただけのものは不可とする。
- ・メイン以外の食材についても、「鹿児島の食材」を使用するよう努める。
- ・期間限定メニューで使用される「鹿児島の食材」の仕入れ先について開催前までに鹿児島市に報告する。
- ・事業効果を測定するための指標及び目標値を設定する。
- ・イベント参加飲食店（以下「参加店」という。）へのヒアリングや来店者へのアンケートを実施し、回答数を確保するための工夫をする。
- ・回収したアンケートの管理については、個人情報の漏えいに十分注意を払う。
- ・イベント開催期間中、参加店におけるイベント開催周知や期間限定メニューの提供数などの状況を適宜確認し、報告する。

③鹿児島県の食材、工芸品などの特産品や観光をPRするイベントの実施

- ・来場者が本市特産品等の魅力を体感することで、鹿児島ファン拡大につながるような効果的なイベントの企画・運営・進行を行う。
- ・来場者の属性等を考慮し、適切な会場を選定するとともに、必要となる施設及び設備に関する建築基準法、消防法、食品衛生法を始め各種関係法令等の諸調整を行う。
- ・回遊性を高めるため、会場内のレイアウト（特産品PRブース、観光PRブースの配置）や展示方法に気を配り、来場者を誘導するための表示などを工夫して行う。（本市のPRポスター・ロゴ等一部提供あり）
- ・事業効果を測定するための指標及び目標値を設定する。
- ・来場者へのアンケートを実施し、回答数を確保するための工夫をする。
- ・回収したアンケートの管理については、個人情報の漏えいに十分注意を払う。

④集客・PR効果増大のための取組

- ・イベント開催期間は来店者のSNS・口コミ等による情報発信や、各種メディアのパブリシティ獲得を狙えるようなイベントとなるよう工夫する。
- ・イベント開催前にプレスリリースを行う。
- ・イベントについて周知広報するため、ポスターやチラシ等を必要数制作し、参加店等への掲出・設置や、参加店のホームページ・SNSでの情報発信等を行う。
- ・ポスター・チラシ等の広報制作物や来店者に配布するノベルティ等のツール（制作する場合）については、一部を鹿児島市にも納品する。
- ・ポスター・チラシ等に使用した画像や、成果物の著作権は鹿児島市に帰属するものとし、「鹿児島ファン拡大プロモーション業務」以外の鹿児島市PR時においても使用する場合があります。
- ・事業効果を測定するための指標及び目標値を設定する。
- ・イベントに関連したSNSの投稿数を測定し、その結果を実績報告書に反映する。

⑤その他

- ・アンケート実施時には、イベント後も鹿児島市の情報発信に活用できるよう様式等を工夫する。
- ・各種媒体により掲載又は放送された映像や記事等のモニタリング、クリッピングをする。
- ・業務終了後は、実績報告書と記事等をクリッピングした冊子を作成・提出し、その原稿データもあわせて提出する。
- ・上記以外に、鹿児島市の効果的なPRができると考えられる方法があれば、提案する。
- ・上記開催時期や内容等については、企画書の内容を基に鹿児島市と協議をして決定する。
- ・鹿児島市との協議は、必要に応じて東京での直接面談やオンライン会議により行う。

⑥開催時期・期間等の変更に関する特記事項

- ・天災事変、感染症の蔓延その他予期しない特別な理由により、鹿児島市が必要と認めるときは、受注者と協議の上イベントの開催時期・期間等、業務施行上必要な事項を変更することができる。

5 事業の規模

8,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※企画提案は、上記金額の範囲内で行うこと。また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

6 企画書の提出

(1) 提出内容（具体的な案がある場合は明記すること）

①委託業務スケジュールの作成

- ・契約日を令和7年6月中旬と仮定し、可能な限り具体的に示すこと。

②「鹿児島県の食材」を使った特別メニューの提供

- ・開催時期、期間
- ・開催場所（具体的な候補がある場合は記載すること。）
- ・来店者見込（開催場所候補における通常時や同種イベント実施時の来店者数など）
- ・メイン食材及びその他食材の候補（その他食材で鹿児島産を使用する場合はその旨記載すること）
- ・事業効果を測定するための指標及び目標値を達するための対策
- ・参加店へのヒアリング、来店者アンケートの実施方法（確認方法、頻度や改善策等）
- ・アンケート等の個人情報保護対策について記載する。

③鹿児島県の食材、工芸品などの特産品や観光をPRするイベントの実施

- ・開催時期、期間
- ・開催場所（具体的な候補がある場合は記載すること。）
- ・来場者見込（開催場所候補における過去の同種イベント時の来場者数など）
- ・本市特産品の魅力を引き出すイベントの企画、運営
- ・事業効果を測定するための指標及び目標値を達するための対策
- ・参加店へのヒアリング、来場者アンケートの実施方法（確認方法、頻度や改善策等）
- ・アンケート等の個人情報保護対策について記載する。

④集客・PR効果増大のための取組

- ・話題性のあるイベントとするための訴求ポイント
- ・プレスリリースや周知広報（SNS等）の方法
- ・イベントに関連する目標SNS投稿数・メディア露出数
- ・広報制作物やノベルティ等ツールの内容・数量等
- ・ポスター、チラシの配置場所（具体的な候補がある場合は記載すること。）
- ・事業効果を測定するための指標及び目標値を達するための対策

⑤その他

- ・上記以外に提案があれば記載すること。

⑥費用見積明細書

- ・可能な限り「一式」は避け、積算根拠を明確にすること。

(2) 形式等

①形式

原則としてA4版横、横書き、上綴じとし、40ページ以内とする（カラー可）。また、各ページ下部にページ数を印字すること。ただし、上記6-(1)-①の「委託業務スケジュール」についてはA3版縦、横書きとする。

②表紙

企画書の表紙には、宛名「鹿児島市長」、タイトル「鹿児島ファン拡大プロモーション事業企画書」及び提出年月日を記載する。

③その他

会社名が容易に推測できる内容は記載しないこと。

(3) 企画案数

提出業者 1 社につき 1 案とする。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部

※正本にのみ事業者名を記載する。副本には、事業者名（略称含む）が特定できる表現、
ロゴマークなどの記載は行わない。

(5) 提出期限

令和 7 年 5 月 2 1 日（水） 午後 5 時 1 5 分まで（必着）（直接持参又は郵送）

(6) 提出先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 - 4 - 1

日本都市センター 1 2 階

担当者 脇

連絡先 電話：0 3 - 3 2 6 2 - 6 6 8 4

メールアドレス：tokyo-j@city.kagoshima.lg.jp

7 企画書の選定

- (1) 企画書提出後、書類審査を行う。その後、速やかに選定し、各提出業者にその結果を通知する。
- (2) 選定結果に異議申立ては、一切認めないものとする。
- (3) 業務の実施にあたっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要
な一部の修正については必ず応じること。

8 著作権等

- (1) 企画案に使用する音楽や写真等は、実際に使用可能なものであること。著作権や肖像権に
関することは、受注者において処理すること。
- (2) 企画提出に要した一切の費用については、提出業者の負担とする。また、提出された書類
等は、原則として返却しない。
- (3) 提出された書類等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不
開示情報を除いた情報を公開することがある。

9 その他

(1) 質問受付及び回答

企画提案競技に関する質問は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）に掲載する質問書でのみ受け付け、それ以外の方法（電話や直接訪問）による質問は一切受け付けない。

①質問受付期限

令和 7 年 4 月 2 1 日（月）午後 5 時 1 5 分まで（期限厳守）

②提出方法・提出先

鹿児島市ホームページに掲載する様式により、電子メールで提出すること。

提出先メールアドレス tokyo-j@city.kagoshima.lg.jp

③回答方法

質問内容およびその回答について、令和 7 年 4 月 2 3 日（水）までに鹿児島市ホームページに掲載する。